

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 指定管理者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。基本協定終了後も、同様とする。

(管理目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、町長の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(第三者への個人情報の処理の委託の禁止又は制限)

第5条 指定管理者は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、町長の承諾を得るものとする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため町長から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、町長の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 指定管理者は、この協定の事務を処理するにあたり個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに町長に報告し、町長の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第8条 指定管理者がこの協定の事務を処理するために、町長から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間の満了後直ちに町長に返還し、又は引き渡し、若しくは町長の指示に従い抹消するものとする。ただし、町長が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、指定管理者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(適正管理)

第10条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため町長から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。指定管理者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。